

## 車間距離について

※ 以下は、あくまでも現行の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）を前提とした上での内容であり、現在検討中の隊列走行における電子連結については考慮に入れないこととする。

### ○ 車間距離は何メートル必要なのか。

→ 具体的に何メートルの車間距離を保つ必要があるのかについては、道路の構造及び状況、天候、速度等のほか、各種技術の性能により、個々具体的に判断すべきものであると考えられる。

(理由)

車間距離については、法第26条において、

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

と定められているところ、ここでいう「必要な距離」は、「道路の状況、交通の状況によつて具体的に判断すべきもの」（旧道路交通取締法施行令第22条についての昭和30年3月10日名古屋高裁判決参照）とされている。

なお、「必要な距離」について、一般的には、それぞれの車両等のいわゆる停止距離（空走距離+制動距離）が基準となるものと考えられるが、隊列走行の実証実験においては、先頭車と後続車が相互に通信を行い、先頭車の速度等の状況が後続車に常に共有されることにより、後続車が先頭車の挙動に応じて瞬時に対応することが可能であることから、制動の場合、後続車に係る停止距離のうち、空走距離については、技術の性能にもよるが、後続車の運転者席にいる運転者が自ら制動機を用いて制動をかけるよりも短くなるものと考えられる。

一方、法第26条の「その直前の車両等が急に停止したとき」とは、「先行車が制動機の制動力によって停止した場合のみならず、制動機以外の作用によって異常な停止をした場合をも含む」（昭和43年3月16日最高裁決定）とされていることから、車間距離を設定する際には、先頭車が制動機を使用することなく停止した場合も想定する必要があるものと考えられる。

(参考)

停止距離とは、「運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離（空走距離）と、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離（制動距離）とを合わせた距離」をいう。